

平成6年全国消費実態調査について

調査の目的

全国消費実態調査は、農林漁家世帯及び単身世帯を含む全国すべての世帯を対象に、家計の収入、支出及び住宅・宅地、貯蓄・負債、耐久消費財などの家計の資産を総合的に調査し、わが国の世帯の消費、所得、資産の水準、構造及び分布を明らかにするため、昭和34年以来5年ごとに実施しているもので、今回の調査は第8回目に当たる。

この調査の結果は、大標本調査であることから各種世帯属性別、特定世帯別、地域別等に詳細な集計がなされ、各種社会・経済施策の基礎資料として提供することを目的とする。

今回調査のねらい

今回の調査では、次のことをねらいとしている。

1. 家計の実態に関し、消費、所得、資産の3面についてバランスのとれた調査とする。
2. 消費面では、社会情勢の変化に伴い、店舗の形態も多様化しており、消費行動との関連を把握するため、「品目別の購入先」を11月分の家計簿に限って調査する。
3. 近年、単身世帯の数が著しく増加し、全世帯に占める単身世帯の割合が高まっており、さらに、単身世帯の所得・消費・資産の水準及び構造に関する多様な観点からの分析の必要性も高まっていること。このような状況を踏まえて、単身世帯の調査の充実を図る。
4. 人口高齢化の進展に伴い、これに対応すべく高齢者の実態を明らかにし、21世紀を迎えるに際しての社会保障を始めとする種々の施策の基礎資料を得る。

調査月

1. 調査は、2人以上の一般世帯については、平成6年9月、10月及び11月の3か月間について実施する。
2. 単身世帯については、同年10月及び11月の2か月間について実施する。

調査の対象

1. 調査市町村
調査市町村は、平成6年1月1日現在の全市（686市）及び全国の町村のうちから総務庁長官が一定の方法により選定した約486町村とする。
2. 調査の対象
 - (1) 調査世帯は、総務庁長官の定める方法により市町村長が選定した約59,800世帯（単身世帯約4,700世帯を含む）とする。
なお、調査世帯の調査市町村への割当数は、一定の方法により総務庁長官が定める。
 - (2) こづかいに関する調査については、2人以上の一般世帯から一定の方法で抽出した約670世帯とする。

調査事項

1. 収入に関する事項
 - 収入の種類別月間収入及び年間収入
2. 支出に関する事項
 - 世帯支出
品目及び用途、金額、購入先
 - 個人別こづかい支出
3. 資産に関する事項
 - (1) 貯蓄の種類別現在高、借入先の種類別未払残高

総務庁統計局統計調査部消費統計課

- (2) 現住居の住宅・宅地
住宅の所有関係・構造・建て方・設備・延べ床面積・建築時間・敷地面積
- (3) 現住居以外の住宅・宅地
住宅の建築時期・延べ床面積・構造・敷地面積
- (4) 耐久消費財
品名、所有数量、過去1年間の所得数量及びその購入形態

4. 世帯及び世帯員に関する事項

氏名及び世帯主との続き柄、性別、満年齢、就業・非就業の別、勤め先又は自営事業(名称、事業の内容、本人のしている仕事の内容、企業規模)、在学者の学校の種別、家族で同居していない人の状況、入居時期、耕地面積、単身世帯の形態

調査の系統

調査は、総務庁統計局を主管部局とし、総務庁長官—都道府県知事—市町村長—指導員—調査員—調査世帯の系統で行う。

調査の方法

- 1. 調査は、家計簿(甲・乙)、耐久財等調査票、住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票、こづかい帳及び世帯票の5種類の調査票を用いて行う。
なお、調査票ごとの期日等は次のとおりとする。
- (1) 家計簿については、2人以上の一般世帯は、9月、10月及び11月の3か月間、単身世帯は、10月及び11月の2か月間それぞれ記入する。
- (2) 耐久財等調査票については、2人以上の一般世帯、単身世帯とも10月末日現在で記入する。

- (3) 住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票については、2人以上の一般世帯、単身世帯とも11月末日現在で記入する。
- (4) 世帯票については、2人以上の一般世帯は、9月1日現在で、単身世帯は、10月1日現在でそれぞれ記入する。
- (5) こづかい帳については、2人以上の一般世帯の一部の世帯が、9月、10月又は11月のいずれか1か月間記入する。

2. 調査員は、7月下旬に担当調査区を実地に踏査して調査単位区世帯名簿を作成する。その名簿に基づいて指示した調査員が8月中・下旬に訪問し記入依頼を行い、調査票を配布する。

なお、1人の調査員の調査世帯は、2人以上の一般世帯を12世帯、単身世帯を平均1世帯程度の範囲で受け持つ。

3. 調査票は、家計簿(甲・乙)、耐久財等調査票、住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票及び世帯票については世帯主又は世帯の代表者が、こづかい帳については18歳以上の世帯員(家計簿記帳者を除く)がそれぞれ記入する。

集計及び結果の公表

調査票は、市町村、都道府県で審査した後、総務庁統計センターに集められ電子計算機を用いて集計する。

調査の結果は、平成7年7月頃から集計の完了の都度、刊行物または閲覧に供する方法により公表する。

(財)日本統計協会発行「統計」1994年6月号より)